

分筆・合筆のあった土地の証明書を申請される方へ

申請年度の1月1日以降に分合筆のある土地の証明書の交付申請をする際には、法務局で発行された当該土地に係るすべての土地の登記異動履歴が確認できる登記事項証明書（インターネット登記情報提供サービスで登記事項証明書を取得する場合は照会番号が記載された証明書）を必ずご持参ください。

八王子市では国の標準仕様に準じたシステムに移行したことにより、市の証明システムでは土地の登記異動履歴が確認できなくなったことによるものです。ご理解の程よろしくお願いいたします。

分合筆のある土地の証明書は作成に時間がかかりますのであらかじめご了承ください。

なお、分筆土地の申請地番は所有している地番でご申請ください。証明書は申請年度の1月1日現在に存在する元地番で発行します。

【1. 登記事項証明書が必要となる地番の分筆例】

※申請者の所有物件が〇〇町100番3である場合

申請年度の1月1日		5月1日に分筆		7月1日に分筆
〇〇町100番1	⇒ 【100-1から-2を分筆】	〇〇町100番1	⇒ 【100-2から-3を分筆】	〇〇町100番2
		〇〇町100番2		〇〇町100番3

（ご注意）
証明書の交付申請時には、〇〇町100番1、100番2、100番3の登記事項証明書をご持参ください。

【2. 登記事項証明書が必要となる地番の合筆例】

※申請者の所有物件が〇〇町100番3である場合

申請年度の1月1日		5月1日に合筆		7月1日に合筆
〇〇町100番1	⇒ 【100-2を-1 へ合筆】	〇〇町100番1	⇒ 【100-3を-1 へ合筆】	〇〇町100番1
〇〇町100番2				
〇〇町100番3				

（ご注意）
証明書の交付申請時には、〇〇町100番1、100番2、100番3の登記事項証明書をご持参ください。